

やまなしインバウンド受入環境整備支援事業 対象機器等

① 多言語・電子決済等対応 (上限60万円、支援率3/4)

対象機器等	備考
音声翻訳機器	<ul style="list-style-type: none"> ・機器設置に係る設置費及び工事費も対象 ・多言語対応を行う際、翻訳を業としている者へ依頼した翻訳料も対象 ・機器のリース、レンタル、通信回線使用料等は対象外(初期投資のみ対象) ・既存機器の更新に係る経費は対象外 ・導入機器を利用できることが外国人に分かるよう表示をすること(ポスター、のぼり、ステッカー等の表示に係る費用も申請可) ・免税電子手続機器、免税手続き用の受付カウンターの支援は、免税店の許可を受けたことが確認できることを要する
キャッシュレス決済機器(カードリーダー、プリンター、タブレット端末等) ※クレジットカード決済、海外でも利用可能なQRコード決済(AliPay, WeChatPayなど)に限る ※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。	
免税電子手続機器(専用レジ、パスポートリーダー、タブレット端末、ソフトウェア等) ※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。	
免税手続き用の受付カウンター ※免税電子手続機器の導入に伴うカウンターの設置のみ対象。受付カウンターのみ購入は不可。	
Wi-Fi環境整備機器 ※英語等による多言語案内を掲示することが条件です。	
多言語及びピクトグラムを用いた案内ツール(外国人観光客向け看板、パンフレット等の作成、ホームページの多言語化など)	
文化施設等における多言語案内・解説ツール(イヤホンガイド、字幕ガイド、ガイドブック、デジタルサイネージなど)	
多言語コールセンターサービス利用料	
Googleインドアビュー(撮影費用)	
その他外国人観光客の受入に有効だと認められるもの	

② ムスリム等対応(上限60万円、支援率3/4)

対象機器等	備考
ムスリム向け礼拝環境整備(礼拝用マット、衝立、キブラコンパス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器設置に係る設置費及び工事費も対象 ・既存機器の更新に係る経費は対象外 ・対応状況が外国人に分かるよう表示をすること(ポスター、のぼり、ステッカー等の表示に係る費用も申請可) ・コンサルティング料は、業としている者へ依頼した場合のみ対象とし、実績がわかる書類の提出を要する ・ハラールだけでなく、ムスリムフレンドリーやヴィーガン、ベジタリアン等への対応を含む
ハラール等対応に要するコンサルティング料、施設改修費、食器・調理機器等整備費	
その他ムスリム等の受入に有効だと認められるもの	申請前に事務局に対象になるか確認すること

※感染症予防のための機器は対象外(空気清浄機、体温測定機器等)

※不明な点は購入・申請の前に事務局に確認してください